

TOPIC

助成金だより

育児休業給付の拡充

■育児休業給付金の支給率が平成26年4月1日以降に開始の育児休業から上げられています。

■例えば

出産・・・2月3日

↓

産後休業開始・・・2月4日

↓

(産後休業は56日間)

↓

産後休業終了・・・3月31日

育児休業開始・・・4月1日

ということになるので、2月3日以降出産された方から対象になります。

■支給率は、

従来・・・50%

↓

改正後・・・67%

■ただし、上げられた支給率で給付されるのは、育児休業開始から180日目までです。

上記の例ですと、

4月1日～9月27日の180日間・・・67%

9月28日～育児休業終了・・・50%

ということになります。

■67%というとても中途半端な数字ですが、要は3分の2ということです。

■育児休業期間に加え、産前産後休業期間中も社会保険料が免除になりました。(平成26年2月中旬号)ここでまた育児休業給付も、期間の限りはあるにせよ拡充となり、だんだんと子どもを産みやすく育てやすくなってきています。特に母親が働きやすい社会になってきています。

■なお、三澤会計のホームページ「最新ニュース」に載せてあります。こちらをご覧ください。

→ [三澤会計ホームページ](#)

「業務改善助成金」

■今、厚生労働省の助成金で最も利用しやすいのではないと思われる助成金です。

添付資料をご確認いただき、当事務所でも申請できますので、是非お問い合わせください。

■概要

①最低賃金以上で時間給換算800円未満の従業員がいる場合、一番低い人の時間給相当額を40円以上引き上げる。

②引き上げた額をその会社等の最低賃金額として、それより低い他の従業員がいれば、そこまで引き上げる

③業務改善となるような設備投資等(設備・機器・車両等購入、システム構築、改装など)を行う

①～③を行うと、

▼30人超企業→設備投資等の額の2分の1助成

▼30人以下企業→ // 4分の3助成
(ただし最高100万円)

■予算が終わると受け付けも終了します。

今年度は早い時期での終了が予想されますので、お早目にどうぞ。

大事な お知らせ

1. 労働保険年度更新にかかる賃金集計について

例年通り、平成25年度確定・平成26年度概算の労働保険料の計算のための賃金集計を進めているところです。

連絡を差し上げておりますが、以下のものが必要となりますので、準備方宜しくお願い致します。

①給与台帳(賞与含む)

(平成25年4月～平成26年3月支給分)

(パート、アルバイトも含む全員分)

②完成工事のことがわかるもの(建設業のみ)

工事名・工事期間・完成工事高

(平成25年4月～平成26年3月に完成した、元請けの工事について)

2. 健康保険・介護保険料率について

平成26年3月から、介護保険料率に変更になっています。健康保険料率は据え置きで、今までと同じ額です。(長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。)

(健康保険	4.925%	変更
+ (介護保険	0.86%	
健康保険	5.785%	
厚生年金	8.56%	
雇用保険	0.5% (建設0.6%)	

実際に社会保険料を変更するのは、(普通は)4月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、3月1日以降支給する分から変更してください。

なお、介護保険該当者がいらっしゃるお客様に社会保険料一覧表をお送りしてあります。ご確認いただき、不明点等ありましたら、お問い合わせください。

今月の一冊

「神去なあなあ日常」

三浦しをん 徳間書店



割と珍しいのではないで
しょうか、林業の小説って。

2010年本屋大賞ノミネート作品です。

三重県の山奥・神去村にいきなり放り込まれた高校卒業したての少年。卒業式の後、行き先が担任の先生と母親に決められていて、林業の研修生として働くことになっていた。

ローカル線の終点の駅に出迎えに来てくれたのが、髪を金髪に染めたヨキというガタイのいい男。

自然を相手に生きてきた人々との出会い、チェーンソー片手の山仕事、先輩の鉄拳、ダニやヒルの襲来。しかも村には秘密があって・・・と主人公の少年はいつ逃げ出そうかとスキを狙う日々。

しかし、「やっと神去村に若者が来た」と涙ぐんでいるおじいさんを前に帰るとは言えずモンモンとして、山の生活を送ることに。

神去村の人たちはおっとりしていて、口癖は「なあなあ」。「ゆっくり行こう」というような意味ですが、語尾にも「な」がつくので、のんびりした感じがします。

映画化もされたこの小説、御柱の様な風習も描かれており、とても面白く読めると思います。

【今月の名言】

●あなたが生まれてきたとき
周りの人は笑って
あなたは泣いていたでしょう。

ならば
あなたが永遠の眠りにつくときは
あなたが笑って
周りの人が泣くような人生を
送りなさい

●延ばすという知恵は大切だ。
誰かに抗議したくなったら、明日までメールを送るのを待たせたい。
誰かを殴りたくなったら、この次に会った時にすればいい。

相手をなじる手紙を書いたら、封をするのは明朝にして、明日再度よみ返してみるのだ。
すると多分、気持ちはかなり変わっているだろう。
(謝罪の時代 曾野綾子)

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hi roka mi yasaka@misawakaiei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaiei.jp/sharoushi/index.html>